令和８年９月28日提出

閲覧用

令和８年９月市議会定例会

議　　案

（報告第10号
諮問第３号）

島　　田　　市

目　　次		
報告番号	件　　名	ページ
報告第10号	専決処分の報告について（物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	4

目　　次		
諮問番号	件　　名	ページ
諮問第３号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	6

報　　告

報告第10号

専決処分の報告について

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分したので、報告する。

令和８年９月28日提出

島田市長　染　谷　絹　代

専決第７号

専　決　処　分　書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月26日専決

島田市長　染　谷　絹　代

和解等の内　容	・甲（島田市）は、乙（●●●●●●）に対し、損害賠償の額として、392,354円を支払う。 ・乙は、損害賠償の全額を受領した場合には、今後、何ら異議の申立て等をしない。
相手方住　所	●●●●●●●●●●
相手方氏　名	●●●●●●
事故発生年月日	令和８年７月９日
事故発生場　所	島田市阪本1331番地（島田市立初倉小学校）
事故の概　要	初倉小学校の駐車場で職員が除草作業中、草刈機により跳ねた石が駐車されていた相手方車両の右側面に当たり、フロントドアのガラスを損傷させたもの。

条　例　そ　の　他

諮問第３号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。

令和８年９月28日提出

島田市長　染　谷　絹　代

氏　　名	住　　所	生 年 月 日
齋藤　守	●●●●●●●●●●	●●●●●●